

(予 防) 短 期 入 所 生 活 介 護
(シ ョ ー ト ス テ イ)

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 春光福社会
施 設 名 ロイヤルサニー
介護保険事業者番号 1370900985

(2 0 2 5 . 4 . 1)

1 当法人の概要

名 称 : 社会福祉法人春光福祉会
代表者役職・氏名 : 理事長・大和田 政弘
所 在 地 : 〒140-0015 東京都品川区西大井2丁目4番4号
連 絡 先 : 03-5743-6111

2 ロイヤルサニー (予防)短期入所生活介護の概要

(1) 連絡先

電話 : 03-5743-6111 FAX : 03-5743-6541

URL : <http://www.shunkoufukushikai.or.jp>

担 当 : 生活相談員

(2) 運営方針

指定短期入所生活介護施設(この施設においては、指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業を行うものとする。以下同じ)は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の身心の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

(3) 提供できるサービスの種類及び概要

法人名	社会福祉法人 春光福祉会
施設名	特別養護老人ホーム ロイヤルサニー
所在地	〒140-0015 東京都品川区西大井2丁目4番4号
建物の構造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階建て
開設年月日	2000年4月1日
入所定員	15名

(4) 施設までの主な利用交通手段

JR横須賀線・湘南新宿ライン 西大井駅下車 徒歩3分

東急大井町線 戸越公園駅下車 徒歩13分

JR線大井町駅より 東急バス 大井原町停留所下車 徒歩30秒

(5) 施設設備の概要

定 員		15名	静養室	1室
居室	多床室 (空床型)	3室(1室 48㎡)	機能訓練室	1室
	個室	15室(1室 20.2㎡)	娯楽室	1室
浴室		一般浴室 ・ 機械浴室	食堂	1室
定款に定めた事業		・ 特別養護老人ホームの経営 ・ 老人短期入所事業の経営 ・ 老人デイサービスセンターの経営 ・ 老人居宅介護等事業の経営 ・ 老人介護支援センターの経営 ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営		
施設等		・ 短期入所生活介護(ショートステイ) 1ヶ所 ・ 通所介護(サービスセンター) 1ヶ所 ・ 在宅介護支援センター 1ヶ所 ・ 訪問介護(ホームヘルプサービス) 1ヶ所 ・ 訪問看護 1ヶ所 ・ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 2ヶ所		

3 職員体制

職 員		資 格	常 勤	非常勤	合 計
管理者（施設長）		社会福祉士	1 名	0 名	1 名
医 師		医 師	0 名	1 名	1 名
生 活 相 談 員		介護福祉士	1 名	0 名	1 名
介 護 職 員			23 名	8 名	31 名
看 護 職 員			1 名	5 名	6 名
介護支援専門員		介護支援専門員	2 名	0 名	2 名
機能訓練指導員		柔整・PT・ST・OT	1 名	0 名	1 名
（管理）栄養士		栄養士	0 名	1 名	1 名
事 務 職 員			3 名	0 名	3 名
介護補助職員			0 名	2 名	2 名
介護・ 看護 職員	介護福祉士		21 名	5 名	26 名
	実務者研修修了者		2 名	1 名	3 名
	初任者研修修了者		0 名	4 名	4 名
	看護師		1 名	3 名	4 名
	柔道整復師		1 名	0 名	1 名

職	職 務 内 容
管理者	施設の業務を統括する。施設長に事故ある時は、あらかじめ理事長の承認を受けて施設長が定めた職員が施設長の職務を代行します。
医師	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事します。
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう施設サービス計画を作成します。
生活相談員	利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事します。
看護職員	利用者の診察の補助及び看護職員並びに利用者の保険衛生管理に従事します。
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
介護職員	利用者の人格に十分配慮し、心身の状況を基に日常生活全般にわたる介護業務に適切な技術を持って従事します。

(管理)栄養士	献立作成、栄養マネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事します。
その他職員	事務等、その他業務を行います。

4 提供するサービスの内容及び費用について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
(予防)短期入所生活介護 計画の作成	・(予防)短期入所生活介護において利用期間がおおむね4日間以上の場合、当ホームは、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて(予防)短期入所生活介護計画を作成する。当ホームは、この(予防)短期入所生活介護計画の内容を利用者およびその家族に説明を行うものとする。 ・利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。
送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。(送迎地域は品川区内) ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車椅子又は歩行介助を家族等に行って頂くことがあります。
食 事	・(管理)栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・食事の時間はおおむね次の時間とします。 朝食 7時30分～午前 8時30分 昼食 11時45分～午後12時45分 夕食 17時45分～午後18時45分
居 室	基本的には、個室となります。経済的理由、本人の希望に沿って多床室利用(空床型)も可能です。
入 浴	1週間に2回以上、入浴または清拭を行います。ただし、利用者が疾病を有し、または伝染性疾患の疑いがあるなど、主治医、看護師、家族が入浴することが適当でないと判断した場合はこれを行わないことがあります。

排泄	利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行います。
更衣・整容介助	・利用者の状況に応じて、1日の生活の流れに沿い、着替え、整容、その他の日常生活の介助を適切に行います。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるような援助を行います。
移動・移乗介助	利用者の状況に応じて、室内の移動、車椅子への移乗の介助を行います。
服薬介助	利用者の状況に応じて、配剤された薬の確認、服薬の内服確認を行います。
機能訓練	・希望の方は利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。 ・利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや体操などを通じた訓練を行います。
栄養管理	・利用者に対し年齢や心身の状況、摂取、嚥下機能等に応じて適切な内容の食事を提供します。
健康管理	・介護職員、看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を取り、必要に応じてその記録を保存します。 ・適宜、主治医、家族と連携し健康管理を行います。
お支払い方法	施設ご利用の翌月内の間に、明細を付した請求書を郵送いたしますので、サービス提供の翌月28日営業日に口座振替の方法でお支払いください。 但し、引き落としが出来なかった場合は、郵便局にて振り込み手続きをお願いします。 お支払いの確認が出来ましたら、翌月の利用請求書と合わせて、必ず保管されますようお願いいたします。

5 利用申込

(1) 利用手続き

- ・利用申込は希望する期間2ヶ月前の初日から20日までに事業所に電話及び来所等により申し出ることによって申込受付となります。
- ・申込期間の締め切り日の翌日に抽選を行い、抽選の順位に従って利用期間を

決定します。

・利用期間決定後に原則電話で抽選結果を申込者にお知らせします。申込期間を過ぎての申込の場合はキャンセル待ちでの受付とし、希望日が空いた場合に、連絡いたします。

※経管栄養やカテーテル等を使用中の方の申込期間が重なる場合は希望の期間での利用が難しい場合があります。

※利用日数は希望される方が平等に利用頂けるように 14 日以内でお願いします。

※(利用申込期間内の)利用の申込は 1 人 1 施設となっています。

※原則、初回利用の方は 2 泊 3 日の利用で様子をみながら利用いただいております。

(2) 利用の中止

・利用初日の中止

利用の初日に健康チェックを行います。その結果、体調が悪く施設利用が不適当と判断した場合は、利用を中止していただくことになります。

・利用中の中止

以下の事由に該当する場合、利用中でもサービスの提供を中止し、退所していただくことがありますので、ご承知おきください。

ア 利用者が中途退所を希望した場合

イ 利用中に体調が悪くなった場合

ウ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算して請求させていただきます。

6 (予防) 短期入所生活介護の基準額および利用者負担額

・利用料金

利用者のお支払いいただく料金は、別紙「利用料金等説明書」のとおりです。

・その他

おむつは、普段ご家庭でご使用になっているものをご持参くださってもかまいません。基本的には事業所が用意します。

・サービスの中止(キャンセル料)

入所日の前日午前 10 時までに利用中止のご連絡がなかった場合、1 日当たり利用料の 50 %をお支払いいただきますのでご承知ください。ただし、急病等の場合は、その旨を必ずお申し出ください。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来ない場合があります。

その場合は、一旦「1 日当たりの基準額」等を施設にお支払いいただき、施設から「サービス提供証明書」と領収書をお受け取りください。

「サービス提供証明書」を後日、品川区の介護保険担当窓口を提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

7 衛生管理等について

施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染と食中毒の予防等の周知徹底の為、「感染症又は食中毒のまん延の防止のための指針」を定め、感染症対策委員の設置、対策研修等の実施をします。

8 心身の状況の把握

（予防）短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしします。

9 居宅介護支援事業者との連携

- (1) （予防）短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（予防）短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービス内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

10 非常災害対策

- (1) 当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して事業継続計画を策定します。
- (2) 防災設備スプリンクラー、消火器、消火栓、避難路、地震時の転倒防止策、有人直接通報装置（119番へ直結）、非常用放送設備などが施されています。
- (3) 防災訓練は、概ね毎月1回、消火訓練・避難誘導訓練等を実施しています。
- (4) 防火責任者は、施設長の 渡辺 剛行 です。

11 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、必要時に当該計画に従って措置を講じます。
- (2) 従事者に対し、事業継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に行い見直し、変更を行います。

12 事故発生時の対応方法について

施設内における介護事故の発生を防止し、利用者が安心して介護サービスの提供を受けられるよう、「事故発生防止のための指針」を定め、「事故防止委員会」の設置、施設内研修の実施等により、施設内の介護事故防止体制を整備します。

介護事故が発生した場合には下記の通り速やかに対応する。

(1) 当該利用者への対応

- ア 事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、利用者の安全確保を最優先に行動する。
- イ 関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を講ずる。
- ウ 医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

(2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は施設内報告書等により速やかに報告する。報告の際には事故状況の詳細が分かるよう、時系列に沿って事実のみ記載する。その後、必要に応じ、関係職員は当該事故に関するカンファレンスを実施する。

(3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告に基づき、家族の他、必要に応じ、品川区等に事故状況を報告する。

(4) 損害賠償

事故状況により、賠償等の必要性を生じた場合は、当施設が加入する損害賠償保険で対応する。

(5) 苦情対応

介護事故対応に関する苦情については、相談・苦情対応マニュアルに従って対応する。

1.3 虐待の防止について

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	川島 貴宏
-------------	-------

- (2) 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に(年2回以上)開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 事業者における高齢者虐待防止のための指針を整備すること。
- (4) 事業者において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- (5) サービス提供中に、職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに品川区に通報するものとする。

1.4 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。「身体拘束廃止のための指針」を定め、「身体拘束廃止委員会」の設置し、施設内研修等により、施設内の身体拘束廃止の体制を整備します。

その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、2年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

15 サービス提供の記録

次の記録を整備し、その完結から2年間保存するものとする。

- (1) (予防)短期入所生活介護サービス計画の記録
- (2) 提供した具体的サービス内容の記録
- (3) 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録
- (4) 利用者が、(予防)短期入所生活介護計画サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態を悪化させた場合には、その時の記録、及び利用者が不正行為によって保険給付を受けようとした場合には、その時の記録
- (5) 利用者及びその家族からの苦情の内容の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

16 損害賠償

- (1) 施設側の責任により、利用者及びその家族等に損害を与えた場合は施設が賠償いたします。
- (2) 利用者及びその家族等が、故意又は過失に因り施設側及び他の利用者に損害を与えた場合は、利用者又はその家族等に損害賠償をしていただきます。

保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

17 相談・要望・苦情等の窓口

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、(予防)短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

(1) 当施設の窓口

担当者：川島 貴宏 電話番号：03-5743-6111

なお、当法人としての窓口の統括は、施設長 渡辺 剛行 が担当します。

(2) 当施設以外の受付窓口

ア 品川区高齢者福祉課支援第二係 電話番号：03-5742-6730

イ 東京都国民健康保険団体連合会にも窓口がございます。

介護サービス等に関する相談専用 電話番号：03-6238-0177

午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

(3) 第三者委員「苦情解決・サービス向上委員会」

勝野 巽（学識経験者）

棚橋 靖紀（民生委員）

18 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者並びに職員は、利用者等の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために体制を整備するとともに、個人情報に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に努めるものとします。

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求

	められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	---

19 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施内容の有無	☒ 有 ・ 無
実施した期間 直近の年月日	2024年7月20日～2025年3月1日
第三者評価機関名	公益社団法人長寿社会文化協会
評価結果の開示状況	とうきょう福祉ナビゲーションシステム

20 緊急時の対応、身元引受人

- (1) 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡をとる等必要な処置をします。
- (2) 医療機事業者と協力医療機関は下記のとおりです。急病等で救急対応する場合は家族等と連絡を取りながら施設が対応します。

医療機関名	所在地	電話番号
大森赤十字病院	大田区中央4-30-11	03-3775-3111
第三北品川病院	品川区北品川3-3-7	03-3474-1831
阿部病院	品川区東五反田1-6-8	03-3447-4777

- (3) 身元引受人を次のとおり定めます。また、体調の変化など緊急の場合は、次に定める身元引受人（緊急連絡先）に連絡致します。

	身元引受人（緊急連絡先）	その他の緊急連絡先
ふりがな		
氏 名		
住 所	〒	〒
電話番号 1		
電話番号 2 (携帯電話等)		
続 柄		

事業者			
事業者名	社会福祉法人春光福祉会 特別養護老人ホーム ロイヤルサニー		
住 所	東京都品川区西大井2丁目4番4号		
代表者名	施設長	渡辺 剛行	印
説明者名	相談員	川島 貴宏	印
上記内容の説明を受け了承しました。			
年 月 日			
利用者氏名			印

